

令和 5 年 度

南 島 原 市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に
かかる 健全化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

南 島 原 市 監 査 委 員

6 南 監 第 61 号
令和 6 年 8 月 19 日

南島原市長 松本 政博 様

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

令和 5 年度 南島原市における地方公共団体の財政の健全化に関する
法律にかかる健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度南島原市財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終了したので、南島原市監査基準第 16 条第 5 項に基づき、次のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度 南島原市における地方公共団体の財政の健全化に 関する法律にかかる健全化判断比率等審査意見書

【1】 審査の対象

令和 5 年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 令和 5 年度南島原市 健全化判断比率

- (1) 実 質 赤 字 比 率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将 来 負 担 比 率

2 令和 5 年度南島原市 資金不足比率

- (1) 水 道 事 業 会 計
- (2) 下 水 道 事 業 会 計

【2】 審査の期間

令和 6 年 7 月 24 日から令和 6 年 8 月 16 日まで

【3】 審査の方法

審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、令和 5 年度決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、その計数の正確性等について審査した。

【4】 審査の結果

審査の対象となった財政健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令等に準拠して算定されており、その算出の基礎は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

【５】審査の概要

１．健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(単位：千円)

年度	実質収支額 A	標準財政規模 B	実質赤字比率 (-A)/B	早期健全化 基 準	財政再生基準
05	1,900,373	17,155,053	—	12.64%	20.00%
04	1,836,243	17,276,258	—	12.63%	

実質赤字比率は、一般会計等（本市においては一般会計のみ）の実質収支額の標準財政規模に対する比率で、実質収支が赤字の時のみに算定することとされている。

当年度一般会計決算において、実質収支が 19 億 37 万 3 千円の黒字となっているので、前年度同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

年度	連結実質 収支額計 A	標準財政規模 B	連結実質赤字 比率(-A)/B	早期健全化 基 準	財政再生基準
05	3,152,956	17,155,053	—	17.64%	30.00%
04	3,065,088	17,276,258	—	17.63%	

連結実質赤字比率は、全会計の実質収支額（公営企業会計は資金不足額）の合計の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字比率と同じく連結実質収支額が赤字の時のみ算定される。当年度の実質収支額は、31 億 5,295 万 6 千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

(単位：千円)

年 度	地 方 債 元利償還金 A	準 元 利 償 還 金 B	元利償還金 等に充てられ る特定財源 C	標 準 財 政 規 模 D	算 入 公 債 費 等 の 額 E	単年度比率 (A+B)-(C+E) /(D-E)	実質公債費 比 率 (3カ年平均)		早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
05	2,508,914	544,080	24,687	17,155,053	3,897,641	△6.55734%	△5.2%	△4.9%	25.0%	35.0%
04	2,840,415	579,539	21,136	17,276,258	4,039,618	△4.84111%				
03	2,906,836	559,050	26,994	17,747,156	4,016,638	△4.20775%				
02	2,477,462	545,539	10,460	17,194,805	3,802,075	△5.89524%				

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3カ年の平均で求められる。

当年度の単年度比率は、前年度より 1.7 ポイント下降し△6.5%である。当年度における実質公債費比率は、前年度より 0.3 ポイント下降し△5.2%となっており、前年度に引き続き早期健全化基準を下回っている。

(4) 将来負担比率

(単位：千円)

年度	将来負担額 A	充当可能財源等 B	標準財政規模 C	算入公債 費等の額 D	将来負担比率 (A-B)/(C-D)	早期 健全化 基準	財政再 生基準
05	27,405,297	42,276,834	17,155,053	3,897,641	—	350.0%	—
04	28,067,188	42,651,658	17,276,258	4,039,618	—		
増減	△661,891	△374,824	△121,205	△141,977	—		

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は、△112.1%となり前年度に引き続き0%を下回っており比率は算定されない。

なお、将来負担比率には財政再生基準は設定されていない。

2. 資金不足比率

(単位：千円)

会 計		資金不足額 (剰余額) A	事業の規模 B	資金不足 比率 A/B	経営健全化 基準	令和4年度 資金不足額 (参考)
法適用企業 会 計	(1)水道事業 会 計	△625,562	650,348	—	20.0%	△545,205
	(2)下水道事業 会 計	△450,336	205,347	—	20.0%	△411,838

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。本市において、地方公営企業法の適用を受ける公営企業は、水道事業会計及び下水道事業会計の2会計である。

資金不足比率は、資金不足額を各会計の事業の規模で除して求められる。資金不足がなく剰余金を生じている場合は、実質赤字比率等と同じく比率は算定されない。したがって、法適用企業の2会計の比率は算定されない。

※ 注)実質収支額について

本書中の実質収支額は、単位未満の端数調整により表示している。したがって、南島原市一般会計・特別会計歳入歳出決算書と一致しない場合がある。

【6】 むすび

当年度の南島原市健全化判断比率 4 指標は、いずれも早期健全化基準以下となっている。

一般会計の実質赤字比率と連結実質赤字比率（一般会計、公営事業会計及び公営企業会計）は、ともに黒字であったため比率は算定されない。

実質公債費比率は、前年度より 0.3 ポイント下降し△5.2%となっており、早期健全化基準及び財政再生基準に対しマイナスの数値を示している。これは、これまで計画的に行ってきた繰上償還の効果によるものである。

将来負担比率は、前年度に引き続き比率は算定されない。また、資金不足比率においても、剰余金が生じており比率は算定されない。

以上のことから、本市の財政状態は良好であると判断することができる。

なお、当年度の標準財政規模は、前年度より 1 億 2,120 万 5 千円減少し 171 億 5,505 万 3 千円である。これは、主に普通交付税の減少などによるものである。

今後とも健全財政を堅持できるよう中長期的な視野での確実な財政運営に努められたい。